令和6年能登半島地震関係の保証制度の概要

	復興しきん保証		県伴走物価高		復興かりかえ保証
対象地域	石川県内11市町 (金沢市、白山市、小松市、 加賀市、能美市、かほく市、 羽咋市、津幡町、内灘町、 中能登町、宝達志水町)	(輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、	石川県内11市町 (金沢市、白山市、小松市、 加賀市、能美市、かほく市、 羽咋市、津幡町、内灘町、 中能登町、宝達志水町)	能登6市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、 穴水町、志賀町)	能登 6 市町 (輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、 穴水町、志賀町)
主な要件	罹災証明書と補助金交付決定 ※全半壊の罹災証明書の場合、補 助金交付決定は不要	下記①②のいずれか ①SN 4号 ②罹災証明書と補助金交付決定 ※全半壊の罹災証明書の場合、補助金交 付決定は不要	罹災証明書	②SN 5号 ③最近1か月売上高または売上高総利	経営サポート会議※や、405事業等により 作成した経営改善・事業再生計画の提出 ※金融機関等の関係者により個々の事業者を 支援する信用保証協会等を事務局とした支援 の枠組み
限度額	通算 1 億円			1億円	
	1億円	1 億円	1 億円	1 億円	1 181 1
利用枠	災害関連枠	①SN枠 ②災害関連枠	災害関連枠	①②SN枠 ③一般枠 ④災害関連枠	特別枠 ※一般枠やSN枠とは別枠
資金使途	事業再建資金に限る ※借換え利用不可	運転設備 ※借換え利用不可 ※②は事業再建資金に限る	事業再建資金に限る ※借換え利用不可	①~③運転設備 ④事業再建資金※④は借換え利用不可	運転設備
保証期間	10年(据置5年以内)	10年(据置5年以内)	10年(据置5年以内)	10年(据置5年以内)	15年 (据置5年以内)
返済方法	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	テールヘビー返済が可能
保証割合	100%	100%	100%	① ④ 100% ② ③ 80% ※100%保証またはコロナ危機指定期間中の 5号の同額借換は100%	80% ※100%保証またはコロナ危機指定期間中の5 号の同額借換は100%
金利	<u>5年間事業者負担なし</u> (6年目〜1.0%固定)	5年間事業者負担なし (6年目〜1.0%固定)	1.55%固定	【真水のみ】 1.55%固定 【借換含む】 2.25%固定 7年超 2.35%変動	【真水のみ】 7年以下 1.20%固定 7年超10年以下 1.40%変動 10年超 1.70%変動 【借換含む】 7年以下 1.85%固定 7年超10年以下 1.95%変動 10年超 2.10%変動
保証料率	事業者負担なし	事業者負担なし	0.20%	1240.20% 30.20~1.15%	事業者負担なし

